

第28号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「おいて勤務する」を「おける勤務（以下「超過勤務」という。）をする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第9条の2第1項中「第8条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

2 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成21年品川区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

(説明) 学校教育職員の超過勤務に関し上限時間等を定める必要がある。